

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年3月30日(2006.3.30)

【公表番号】特表2005-523284(P2005-523284A)

【公表日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-030

【出願番号】特願2003-569231(P2003-569231)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/198 (2006.01)

A 6 1 K 31/405 (2006.01)

A 6 1 K 31/4172 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 3/04 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/198

A 6 1 K 31/405

A 6 1 K 31/4172

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 3/04

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月13日(2006.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つの投与形態あるいは2つの分離した投与形態中に、トリプシン阻害剤と遊離状態の全ての必須アミノ酸とを、唯一全ての活性成分として含む、体重を減少させるための経口投与組成物。

【請求項2】

前記トリプシン阻害剤と前記アミノ酸とが一つの結合した投与形態の中に含まれる請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記トリプシン阻害剤が、大豆トリプシン阻害剤、卵白トリプシン阻害剤、アルファ1アンチトリプシン、アルファ2マクログロブリン、トリプスタチン、またはアプロチニンである請求項1記載の組成物。

【請求項4】

体重を減少させるためのキットであって、トリプシン阻害剤と、遊離状態の必須アミノ酸全てとを含むことを特徴とするキット。

【請求項5】

前記トリプシン阻害剤は、毎日の栄養からタンパク質の吸収を妨げることを特徴とする請求項4に記載のキット。

【請求項6】

前記遊離状態の必須アミノ酸全ては、毎日の栄養のタンパク質の中の通常の部分である必須アミノ酸の取得の減少を補完することを特徴とする請求項4に記載のキット。

【請求項7】

前記トリプシン阻害剤と、前記遊離状態の必須アミノ酸全てとは、1つの投与形態または2つの分離した投与形態に含まれることを特徴とする請求項4に記載のキット。

【請求項8】

前記トリプシン阻害剤と、前記遊離状態の必須アミノ酸全てとは、経口投与可能な形態であることを特徴とする請求項4に記載のキット。

【請求項9】

前記トリプシン阻害剤は、卵白由来のトリプシン阻害剤（卵白トリプシン阻害剤）、大豆由来のトリプシン阻害剤（大豆トリプシン阻害剤）、アルファ1アンチトリプシン、アルファ2マクログロブリン、トリプスタチン、またはアプロチニンである請求項4～8のいずれか1項に記載のキット。